

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年10月31日
<b>【会社名】</b>	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
<b>【英訳名】</b>	NTT DATA INTRAMART CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 中山 義人
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区赤坂二丁目17番22号
<b>【電話番号】</b>	03-5549-2821
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 管理本部長 鈴木 誠
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都港区赤坂二丁目17番22号
<b>【電話番号】</b>	03-5549-2821
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 管理本部長 鈴木 誠
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当444,987,500円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 平成23年10月31日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,500株	444,987,500	222,493,750
一般募集			
計(総発行株式)	2,500株	444,987,500	222,493,750

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は222,493,750円です。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
177,995	88,997.50	1株	平成23年11月17日～ 平成23年11月30日		平成23年11月30日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、新株式発行は行われませんこととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート 管理本部	東京都港区赤坂二丁目17番22号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
444,987,500	5,000,000	439,987,500

(注)1.発行諸費用の内訳は、登記費用、弁護士費用及び登記関連費用等を予定しております。

2.発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額439,987,500円につきましては、Webシステム基盤を構築するためのパッケージソフトウェアの製品開発投資費用に300,000,000円、また当該パッケージソフトウェアのスマートフォン市場における販売体制強化費用に139,987,500円を充当します。

なお、具体的な使途、金額及び支出予定時期は以下のとおりであり、それぞれにおける具体的な内訳金額については未定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
パッケージソフトウェアの製品開発投資費用 基盤製品に関するモバイル共通機能の強化及びその他モバイル関連技術の開発費用	300,000,000	平成23年12月から平成25年3月
パッケージソフトウェアのスマートフォン市場における販売体制強化費用 システム開発会社を中心とした特約店パートナー各社のスマートフォン対応支援費用及び広告・宣伝などの販売促進費用	139,987,500	平成23年12月から平成25年3月

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
本店の所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第20期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月20日 関東財務局長に提出  (四半期報告書) 事業年度 第21期 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月4日 関東財務局長に提出

#### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	0株
人事関係	人材交流を図るため、当社から割当予定先に対し1名が出向しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	割当予定先に対し、当社製品の販売及びサービスを提供しております。	

(注) 当社との関係は、平成23年10月31日現在におけるものであります。

#### c 割当予定先の選定理由

情報産業分野においては、クラウドコンピューティングやSaaSといった新規分野の拡大により、Webシステムの重要性は一層高まっております。

当社はSaaS、クラウド分野への進出を成長戦略の一環として位置づけており、特に拡大するスマートフォン市場に対し、平成23年7月にはスマートフォンに対応したワークフローとグループウェア製品をリリースするなど、積極的に事業を展開しております。

更に、割当先である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供する法人向けクラウドサービス『モバイルグループウェア』の基盤として当社製品が採用されており法人企業のスマートフォンの利用はより一層拡大しております。

今回、当社は、スマートフォンがもたらすビジネススタイルの変革に向けた取り組みを更に加速させることが重要であるとの認識に基づき、現在までの取り組みに加え、国内最大規模の移动通信事業者である同社と平成23年10月31日付で資本・業務提携契約を締結し、スマートフォンやタブレット端末の最新動向やエンドユーザーの多様なアプリケーションニーズを把握し、新規顧客開拓に向けた取り組みを進めて参ります。

また、本資本・業務提携により「intra-mart WebPlatform」の「モバイル共通機能」をより一層機能強化し、当社と協力関係にあるパートナー企業が開発したアプリケーションを早期にスマートフォンやタブレット向けに最適化できる環境を整え、多様化する法人企業のニーズに迅速に対応できるよう努めて参ります。

以上のとおり、当社は、今後の事業展開に鑑み、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの更なる関係強化により新時代のスマートフォンビジネス事業を創出し相乗効果を図っていくことは、当社の今後の企業価値向上に大きく寄与するとの判断に至り、同社を割当予定先として決定いたしました。

#### d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 2,500株

## e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との関係強化を目的とした割当予定先による投資であり、中長期に亘り継続的に保有する方針であることを書面により確認しております。

なお、当社は、割当予定先に対して、株式払込期日から2年以内に当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、および当該報告内容が公衆縦覧に供される旨の確約書を締結することにつき、内諾を受けております。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の第20期有価証券報告書（平成23年6月20日提出）及び第21期第1四半期報告書（平成23年8月4日提出）により、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有していることを確認しており、当社としては問題がないものと判断しております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、会社の履歴、役員、主要株主について有価証券報告書において公表している株式会社東京証券取引所第一部上場会社であります。

また、当社は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの企業ホームページの掲載内容及び同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」に基づき、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」）である平成23年10月28日に取引が無かったため、直近約定日である平成23年10月27日の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「終値」）（183,500円）を参考として、1株177,995円と決定いたしました。

取締役会決議の直近約定日の終値を参考とした理由は、日本証券業協会の平成22年4月1日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当増資を行う場合は第三者割当増資に係る払込金額は取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価格）を基準とされており、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直近約定日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当の払込金額を含む発行条件について、合理性があると判断したものであります。

ディスカウント率につきましては、当社の業績動向、本第三者割当増資で発行される株式数、昨今の市場動向、当社株式の株価動向を考慮しつつ、割当予定先と協議の上、総合的に判断しております。

また、直近約定日の終値に対しては3.00%のディスカウント、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（181,200円）に対しては1.77%のディスカウント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（186,059円）に対しては4.33%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（202,552円）に対しては12.12%のディスカウントを行った金額となっております。

なお、本第三者割当増資の取締役会決議に参加した全監査役3名（社外監査役3名）からも、本発行価格は当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、上記指針に準拠し決定されていること、参考とした市場価格は取締役会決議の直前成立日の終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられることから、いわゆる有利発行に該当せず適法である旨の見解を受けております。

## (2) 割当数量及び希薄化規模の合理性に関する考え方

発行株数の発行済株式総数に占める割合は11.22%、平成23年3月末総議決権数に対する比率11.22%であり、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに当社株式を中長期的に保有いただくこと、新時代のモバイルビジネス事業を創出し相乗効果を図っていくことは、当社の今後の企業価値向上に大きく寄与することから、今回の発行数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	11,600	52.07%	11,600	46.82%
中山 義人	東京都世田谷区	3,600	16.16%	3,600	14.53%
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号			2,500	10.09%
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,283	5.75%	1,283	5.18%
野村信託銀行(株)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	450	2.02%	450	1.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	400	1.79%	400	1.61%
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	300	1.34%	300	1.21%
(株)日立ソリューションズ	東京都品川区東品川四丁目12番7号	300	1.34%	300	1.21%
NECネクサソリューションズ(株)	東京都港区三田一丁目4番28号	300	1.34%	300	1.21%
(株)アイ・ティ・フロンティア	東京都中央区晴海一丁目8番10号	300	1.34%	300	1.21%
計		18,533	83.20%	21,033	84.90%

(注) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の株主名簿に基づき記載していません。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年10月31日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年10月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期事業年度）の提出日（平成23年6月17日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年10月31日）までの間において、以下の臨時報告書を平成23年6月20日付で関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

#### 1（提出理由）

平成23年6月17日開催の当社第12回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2（報告内容）

##### （1）当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月17日

##### （2）当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金700円 総額15,592,500円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月20日

###### 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、有馬勲氏を選任する。

###### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、安田健博氏及び尺長正紀氏の2氏を選任する。



(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	18,630個	472個	0個	97.5%	可決
第2号議案					
有馬 勲	18,480個	622個	0個	96.7%	可決
第3号議案					
安田 健博	18,030個	1,072個	0個	94.4%	可決
尺長 正紀	18,031個	1,071個	0個	94.4%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期 第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年10月31日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月17日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート  
取締役会 御中

## あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 福田 秀 敏  
業務執行社員指定社員 公認会計士 花岡 克 典  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月17日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀 敏  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 花岡 克 典  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月31日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀 敏  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大木 正 志  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年10月31日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株発行を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート  
取締役会 御中

### あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 福 田 秀 敏  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 花 岡 克 典  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀 敏  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 花岡 克 典  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。